

《 交通安全知識テスト（間違いやすい問題編） 》 解答・解説

番号	解答	解説
1	○	その通りです。(道交法施行令第2条第1項)ただし、危険を避ける場合は、徐行したり停止したりしましょう。
2	×	停止位置で一時停止し、安全を確認したのちに進むことができます。(道交法第4条第5項)なお、歩行者は他の交通に注意して進行することができます。
3	○	その通りです。(道交法第103条第4項)免許の効力が停止されていますので「免許証不携帯」ではありません。
4	×	条件違反になります。(道交法第91条)点数は2点、反則金は7千円です。それぞれの条件に合った車しか運転してはいけません。
5	×	自動車の運転者は、シートベルトを装着しないで自動車を運転してはいけません。(道交法第71条3第1項)行政処分の対象となり、点数(基礎点数といいます)が、1点付加されます。
6	×	全ての座席のシートベルト着用が義務付けられています。(道交法第71条3第2項)
7	×	右左折しようとする地点(交差点で右左折する場合はその交差点)から30m手前に達したときです。(道交法第53条第3項)合図が遅いと、後続車に迷惑をかけたり、追突されたりする可能性があります。
8	○	その通りです。(道交法第53条第3項)早目に正しく周囲に自分の意思を伝えましょう。安全確認も十分におこなってください。